

「独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立国際医療研究センター  
監査室（契約監視委員会事務局）  
電話03-5273-5304

平成26年度 第1回独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会が、平成26年7月28日（月）に、研修センター4階セミナー室において開催されましたので、その審議概要について公表します。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

平成26年度 第1回 独立行政法人国立国際医療研究センター契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	平成26年7月28日（月） 研修センター4階セミナー室
委員（敬称略）	小澤 優一（外部委員） 阿部 哲（外部委員） 水嶋 利夫（監事） 塩原 修蔵（監事）一欠席
審議対象	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び改訂版設置要綱に基づき策定された、国立国際医療研究センター契約監視委員会規程（平成22年12月9日設置）における第4条第1項第1号～第3号に該当し、平成25年12月1日～平成26年5月31日迄（以下「対象期間」という。）に契約を締結した案件を審議対象とした。  (1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約であったもの 【37件】 (2) 公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約 【該当案件なし】 (3) 対象期間の調達において2年連続で一者応札・応募であったもの 【18件】 (4) 一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となった契約 【13件】

<p>審議概要</p>	<p>1. 委員会の進め方等について 事務局より、本審議の進め方についての説明が行われ、了承を得た。</p> <p>2. 委員会における審議方法 (1) 各個別審議案件毎に概要説明 (2) 委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議</p> <p>3. 審議内容及び審議結果 (1) 対象期間の調達において競争性のない随意契約【37件】 37件の随意契約について個別説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療に影響がでるため緊急性を要するもの 5件</li> <li>・リース継続案件であるもの（再リース） 1件</li> <li>・システム改修等により他者では対応できないもの 11件</li> <li>・契約の相手方が一者に定められているもの 11件</li> <li>・継続案件が存在するため随意契約とせざるを得ないもの 9件</li> </ul> <p>以上37件については、引き続き随意契約とせざるを得ないとの結果となった。</p> <p>(2) 対象期間の調達において一者応札・応募であったもの【18件】 2年連続で一者応札・応募になった18件について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・院内総合滅菌管理業務については、他の業者の応札が何故ないのかを探るためにも、滅菌業界がどのようなになっているのかりサーチして次回報告することとなった。</li> </ul> <p>(3) 落札率100%になった契約【13件】 13件の落札率100%になった契約について説明を受け審議した結果、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12件の在宅医療機器の賃貸借契約は、入札の結果、落札率が100%となったが、患者様からの自己負担金や診療報酬から費用を回収できるものの、さらに経費節減を図るべく調達コストを下げる努力が出来ないか、また、調達コストを下げられない性格のものであるならば契約方式を見直すべきではないかとの意見があった。</li> </ul>
-------------	--